

Web版教材の概要と使い方

本教材はインターネットにつながる端末（パソコン・タブレット等）があれば、どこでも学習できます。

●Web版教材作成の趣旨

契約に不慣れな若者層が、今後さまざまな契約に直面した時に判断基準となる法律の考え方を学習することで、事業者からの説明を鵜呑みにせず批判的思考をもって判断することを目的に作成しています。

●Web版教材の概要

- 第1章、第2章の事例をもとに、ナツミを指南役として、3人の高校生がなぜ契約には法的拘束力が生じるのか、契約の取消しや無効、法定解除について考えることで、**法律の考え方**を学習していきます。
- 第3章では、若者に多い契約トラブル事例を学び、今まで学習した法律の基礎知識をもとに、**トラブルにあったきっかけや原因**を考えます。そしてどのように**トラブルを回避できるのか**、また**被害にあった場合の対処方法**を学習します。
- 設問に対して、生徒が画面に答えを入力することで解説を読むことができるという、**生徒参加型の仕組み**を取り入れています。

トップページ



登場人物



第1章 契約ってなに？

第1部 オリジナルパーカーを作りに行こう！

- ・第1部のトップ
- ・なぜ希望通りに解約できないの？
- ・クイズ | この契約はいつ成立したのでしょうか？

第2部 契約するときは、ここに注意！

- Q1：オリジナルパーカーを作るために、どういう視点でお店を探していましたか？
- Q2：3人は、お店で何を聞いていますか？
- Q3：注文書の控えをもらっていましたか？
- Q4：3人は、なぜ一方的にキャンセルができず、仕方なくオリジナルパーカーを依頼したのでしょうか？
- ・まとめ



第2章 契約は守るもの！ だけど

第1部 契約はやめられるの？

第2部 相手が契約を守ってくれなかったら…

- ・第1部のトップ
- ・未成年者取消権
- ・第2部のトップ
- ・もっと知りたい 法定解除
- ・もっと知りたい2-① 未成年者取消権が使えない場合
- ・もっと知りたい2-② チャレンジクイズ!! 契約の取消し・無効になる場合



第3章 若者に多い契約トラブル事例

- ・第3章のトップ
- ・事例① 無料？ 就活セミナーに行ってみたら…。
- ・事例② 脱毛エステに行ってみたら…。
- ・事例③ 友人から投資話に誘われて…。
- ・事例④ モデルオーディションに合格したら…。
- ・チャレンジクイズ
- ・もっと知りたい
- ・全体のまとめ

付属資料

●もっと知りたい 解説書 (PDF) 生徒と教員の共用資料です。

- ・Web版教材に沿って分かりやすく解説をしています。

●先生のページ

- ・高等学校における新学習指導要領からみる消費者教育の進め方
- ・Web版教材と学習指導要領（平成30年告示）との照合（【公民編】【家庭編】）
- ・Web版教材を活用した授業展開例と加工可能なワークシート（【公民編】【家庭編】）

第1章 契約ってなに？

第1部 オリジナルパーカーを作りに行こう！

3人の高校生が文化祭に向けてオリジナルパーカーを作るという事例をもとに、契約には、なぜ法的拘束力が生じるのかを、先輩のナツミが指南役となって、みんなで考えていきます。

1 契約を結ぶまでの行動を「漫画」で展開

内容のポイント

日常生活にあふれている契約の一例を紹介し、生徒自身に普段から契約を行っているという認識を持たせます。

操作のポイント

画面をスクロールすると、漫画がポップアップして次々表示されるため、スピード感をもって展開を追うことができます。



2 法的拘束力について「会話形式」で展開

内容のポイント

契約を結ぶと、権利と義務が発生し、その内容に拘束される（法的拘束力）という、契約の基礎的な考え方を学びます。

ナツミと3人の高校生が、会話形式で自由に発言しながら、契約について、生徒の理解を深めていきます。

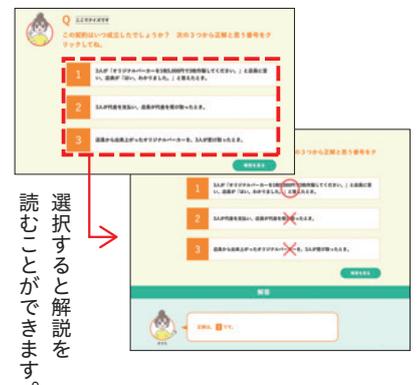
3 契約成立について「クイズ」で展開

内容のポイント

漫画で展開した事例について、いつ契約が成立したか、どのような権利と義務が発生するかを学習します。

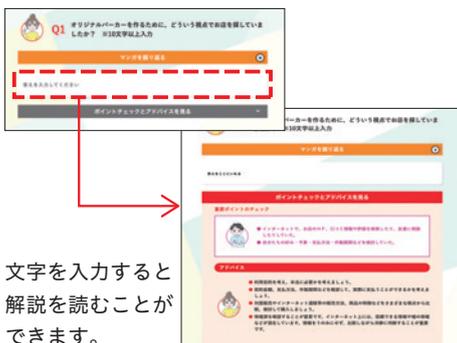
操作のポイント

生徒自身が契約成立についてのクイズに解答するとアニメーション付きの図が入った解説を読むことができる仕掛けがあり、生徒の学習意欲を高めます。



第2部 契約するときには、ここに注意！

第1部での行動をもとに、第2部では契約するときの注意点を生徒自身が漫画を振り返りながらまとめていく参加型の仕組みになっています。



文字を入力すると解説を読むことができます。

第1部を「ワーク形式」で振り返り

内容のポイント

生徒自身で漫画を見ながら、契約するときのポイントを整理できます。

操作のポイント

解答を画面上に入力するとポイントチェックとアドバイスが見られるという生徒参加型の仕掛けによって、学習を促します。

第2章 契約は守るもの！ だけど

第1部 契約はやめられるの？

未成年者取消権に関する事例をもとに、契約には法的拘束力があるが、民法ではなぜ未成年者取消権を規定しているのかについて、ナツミを中心にみんなで考えていきます。ほかにも学習を深めたい生徒用に「もっと知りたいページ」を設け、契約にしばられるべきではない場合（取消し・無効）を学習します。



1 未成年者取消権について身近な事例を取り上げ、「漫画」や「会話形式」で展開

内容のポイント

未成年者取消権に関する事例を通して、同じ高校3年生でも未成年者は法律で保護されていること、成人になると自分で結んだ**契約に責任が生じる**ことを学習します。

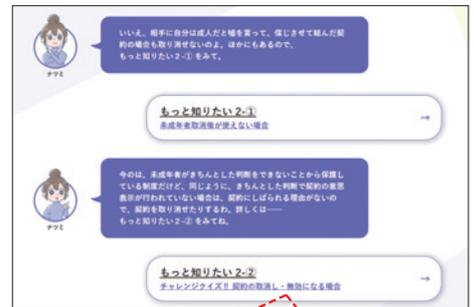
取消し・無効について「もっと知りたいページ」を設定

内容のポイント

未成年者取消権以外にもある、契約の取消しや無効について学ぶことができます。

操作のポイント

「もっと知りたい」は、別ページに移動するので、意欲のある生徒が自由に閲覧し学習することができます。イラスト入りのクイズにチャレンジすることで、**自学自習でも解説を読みながら理解を深める**ことができます。またインターネットでの調べ学習用に課題も提示しています。



第2部 相手が契約を守ってくれなかったら…

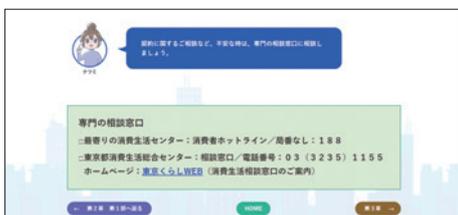
第1部とは一変して、法的拘束力のある契約であっても、解除できる場合（法定解除）があることを学習します。



1 法定解除について「イラスト入りのクイズ」で解説

内容のポイント

契約の基礎知識の一環として、法定解除について高校生に身近な事例をもとにクイズで学びます。第2部では画面の背景を変更し雰囲気を一変させて、法的拘束力のある契約であっても、解除ができる場合を学習します。



2 契約について困った時の「専門の相談窓口」を紹介

内容のポイント

困った時にすぐ相談できるように、消費生活センターの連絡先を紹介しています。

第3章 若者に多い契約トラブル事例

若者に多いトラブル事例を使って、第1章、第2章で学習した法律の考え方をもとにトラブルになったきっかけや原因を考えます。相談することが、自分のトラブルを解決するだけでなく、法改正につながるなどといった消費者市民の役割も担っていることを学習します。



トラブル事例の要点を「チェックボックス」で整理

内容のポイント

今まで学習した法律の基礎知識をもとに、若者に多い4つのトラブル事例をイラストを交えて学習します。なぜトラブルにあったのか、そのきっかけや原因を振り返り、若者の被害防止につなげます。

操作のポイント

チェックボックス形式で、事例のポイントを整理することができます。チェックを入れると解説と一言アドバイスを読むことができ、トラブルを回避するポイントを学習することができます。

トラブルがあった原因と思うものにチェックを入れましょう(複数回答可)。チェックを入れて回答すると、下の解説を読むことができます。

タカシは、無料セミナーに参加したのに、突然、この事業者が主催している有料のセミナーに勧誘された。

就活に失敗した人の動画を見せられ、「今、申し込まないと就職活動もうまくいかなくなる」と言われ不安になった。

その場で30万円の就活セミナーに申し込んだ。

↑
解説を読むことができます。
チェックを入れると

特別法(特定商取引法・消費者契約法)について「イラスト入りのチャレンジクイズ」で解説

内容のポイント

チャレンジクイズでは、特定商取引法のクーリング・オフ制度と消費者契約法の取消しに関する事例を取り上げています。第1章・第2章で学習した民法の考え方を踏まえ、事例を通して特別法がなぜ必要なのか、その意義を学習します。

チャレンジクイズ①

1 上記で呼び込まれて「近くでアパセラーの講習会をしているから見に来て」といわれ、近くの家電店に連れていかれた。

2 その場で30万円の講習会を受けてしまったが、家に帰ってから、高額な講習料を支払ったことを後悔した。

クーリング・オフできるでしょうか。次の2つから正解と思われるものをチェックしてください。

1 クーリング・オフできる

2 クーリング・オフできない

解説

正解は、2です。

解説
* 家中や店舗以外の場所で呼び込まれて、近くのお店などに連れて行き高額などの商品を購入する機会をキャッチセールスといいます。訪問販売の一種で、クーリング・オフ制度が設けられています。従って、店での契約であってもクーリング・オフができます。

全体のまとめ

内容のポイント

全編を通してのまとめです。民法の考え方や特別法の意義を学習します。そして消費生活センターに相談することは、自分の被害救済のためだけではなく、社会へ貢献する消費者市民としての役割を担っていることを学びます。



もっと知りたい 解説書(生徒と教員の共用資料です。)

授業展開例やワークシート一部抜粋して表示

